



健康一口メモ

仙台市医師会
広報委員
菊地 徹

事業者は労働者に対して、労働安全衛生法という法律に基づき、医師による健康診断を実施しなければなりません。一方、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

一般健康診断のうち、会社勤めの人 が職場で実施する定期健康診断の検査項目は、産業医が特に必要と認められたものを除いて、労働安全規則に基づいて定められています。

健康診断の目的は、生活習慣病などの疾病を早期に発見し、早期に治療を行うこと。すなわち、健康診断の結果を踏まえて保健指導を行うことで、生活習慣病の発症や進行の予防を図ることです。

検査項目は、肥満はないか？血圧は高くないか？貧血はないか？肝機能やコレステロール、血糖値は正常か？などの項目です。例えば、検査項目のひとつであるLDL(悪玉)コレステロールやHDL(善玉)コレステロールは、狭心症や心筋梗塞といった虚血性心疾患や脳梗塞発症の危険性の評価に欠かせません。また、心電図は不整脈の発見に有用ですし、聴力検査は労働者の就業上の配慮のために必要です。

健康診断を受けて健康管理を

一方、自営業の方が自治体ごとに実施する特定健康診査(特定健診)ですが、仙台市の場合、全国に20ある政令指定都市のうち、実施率は群を抜いてトップを維持しているにもかかわらず、特定保健指導となると途端に最低レベルに低迷しているのが特徴です。さらに内臓脂肪症候群(メタボリック症候群)の該当者の割合が毎年全国でも1、2位を争うほど高率で、仙台市はどうにかならないものかと日々頭を悩ませております。

健康診断の基準値は、私たちが日常診療で患者さんを診察する場合より厳しく設定されています。これは生活習慣病などの疾病を早期に発見するためです。健康診断を受けたにもかかわらず、結果を顧みることなく、やりっぱなしにしているのは何とももったいないことです。主治医や産業医に結果通知書を見せて適切なアドバイスを受け、健康管理につとめましょう。

〔菊地胃腸科内科医院〕

／青葉区春日町



仙台商工会議所

あなたの経営課題を 専門家が解決します!

自社の今後の経営をどうすべきか…。新たな販路を開拓したいが、どう動けばよいのか分からない…。資金繰りが厳しい…。労務について相談したい…。

事業主の皆さまのお悩みは、千差万別。中小企業診断士や税理士、弁護士等の専門家が豊富な知識や経験を生かし、皆さまの経営全般に関するお悩みを解決へ導きます。

まずは一度、ご連絡ください。

【窓口相談専門家】(10:00～15:00)

- ・米田正美 (中小企業診断士・税理士)
- ・田中宏司 (中小企業診断士)
- ・高木順 (中小企業診断士・ITコーディネータ)
- ・眞里谷理恵 (中小企業診断士)
- ・高橋史郎 (税理士)
- ・氏家香菜子 (税理士)
- ・米田貴光 (税理士)
- ・曾我陽一 (弁護士)
- ・遊佐慎一郎 (社会保険労務士・司法書士・行政書士)
- ・赤間公太郎 (ITスペシャリスト)

相談無料

※ご利用の際には事前にお電話でご予約ください。

TEL.022-265-8127

■お問い合わせ、ご予約は

仙台商工会議所 中小企業支援部経営支援グループ

〒980-8414 仙台市青葉区本町 2-16-12 TEL.022-265-8127